31 外部監査公表第２号（平成 31 年３月 25 日付　福岡市公報第 6568 号（別冊２）公表）分
（福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について）

Ｖ．財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見

２　下水道事業

（４）財産

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
【意見 2-(4)-1】遊休固定資産について 市において、遊休となっている固定資産の有無を把握したところ、２件の遊休資産があった。そのうち西戸崎（I）処理場（跡地）については、今後の利用に関して検討はなされているものの、未だ有効利用されていない。 一方、コンポスト工場については利用が開始されているが、資材置き場、映画・ＣＭ等の撮影場所としての利用のみである。当該工場には、耐用年数が経過していない資産（建屋等）も含まれており、資産として計上される簿価も３億円を超えている。 （改善提案） 西戸崎（I）処理場（跡地）に関して、有効利用について検討はされているが未だ有効利用されていない状態である。今後の活用について、早期に計画を策定し有効利用を開始されたい。 コンポスト工場に関しては、農産物栽培施設やその他の公共施設等への活用も検討中であり、より有効な活用方法を検討されたい。 （道路下水道局施設調整課）	【措置未了（令和８年９月３日通知）】 西戸崎（I）処理場（跡地）については、資産の有効利用の方策を関係部署と連携を図りながら、検討を行っている。 コンポスト工場については、現在下水道や災害時に使用する資材置き場等で利用しており、今後のより有効な活用方法として、令和８年度から新たに下水処理により回収した再生リンの保管倉庫としての活用を予定している。